

公益社団法人新潟県建築士会二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規則

(目 的)

第1条 この二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規則(以下「名簿閲覧規則」という。)は、公益社団法人新潟県建築士会(以下「本会」という。))が、建築士法(昭和25年法律第202号)(以下「法」という。)第10条の20の規定に定める県指定登録機関として行う二級建築士及び木造建築士登録等事務のうち、法第6条第2項の規定に基づく二級建築士及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「閲覧事務」という。))に関する事項について、新潟県建築士法施行細則(昭和26年新潟県規則第3号)(以下「施行細則」という。)第14条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(二級建築士及び木造建築士名簿閲覧所の設置)

第2条 二級建築士及び木造建築士名簿(以下これらを「二級建築士等名簿」)の閲覧場所(以下「閲覧所」という。)は、本会に設置するものとする。

(閲覧日及び時間)

第3条 閲覧事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日(前各号に掲げる日を除く。))
- (4) 盆休み(8月13日から16日までの日)
- (5) 創立記念日(12月15日)
- (6) その他、本会が個別に休日と定める日

2 閲覧時間は、本会が別途定める登録等事務規程における業務時間内とする。

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、施行細則第7条の規定に掲げる以下の登録事項を対象とするものとする。

登録番号、登録年月日、氏名、二級建築士試験又は木造建築士試験合格年月・合格番号、処分履歴、法定講習履歴

(閲覧申請)

第5条 本会は、二級建築士等名簿の閲覧を希望する者からその旨の申し出があった場合には、本会が別に定める名簿閲覧申請書に所定の事項を記入させ、これを受け付けるものとする。

(閲覧方法及び登録内容証明の発行)

第6条 閲覧方法は以下のとおりとする。

- (1) 閲覧所に備える閲覧用の名簿について、閲覧事項を書面又は出力装置の映像面に表示させる方法。
- (2) [一般財団法人建築行政情報センター](#)の「建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム」による方法。
ただし、システムの障害等による責任、システムの利用に伴う利用者又は第三者に発生した損害について本会は責任を負わないものとする。

2 本会は、閲覧に供された登録事項を謄写した書面の交付を希望する者がいる場合は、実費相当額を徴収し、登録内容証明を発行することができるものとする。

(名簿の持ち出しの禁止)

第7条 閲覧者は、二級建築士等名簿及びこれに関する書面等(ただし、前条第2項により自ら発行を受けた書面を除く。)を閲覧所以外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラによる撮影をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第8条 本会は、二級建築士等名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) この規則に違反し、又は職員の指示に従わないとき。
- (3) 二級建築士等名簿及びこれに関する書面等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

(適用範囲)

第9条 名簿閲覧規則第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

(その他)

第10条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

附 則

この規則は令和7年4月1日より施行する。